

# 平成23年度南さつま市ホームページ掲載広告募集要項

## 1 募集の内容

南さつま市ホームページ広告取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、南さつま市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ広告を掲載する広告主を募集します。

## 2 広告掲載期間

平成23年4月から平成24年3月までのうち、広告主の希望する1か月又は複数月の間です。詳細は、別紙「平成23年度市ホームページへの広告掲載に係る仕様書」のとおりです。

## 3 掲載する広告の種類・枠数・規格・位置等

### (1) 種類

バナー広告

### (2) 枠数（同時に市ホームページ上に掲載される広告の数）

8枠（1広告主につき1枠とします。）

### (3) 規格・位置等

別紙「平成23年度市ホームページへの広告掲載に係る仕様書」のとおりです。

## 4 応募資格

応募資格者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加できないとされた者に該当しないものとします。

## 5 応募手続（申込書等の提出期間、提出場所等）

### (1) 募集期間

随時受け付けています。[空き枠が無くなった時点で休止します。]

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### (2) 提出場所

鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地 南さつま市役所4階

総務企画部企画課情報管理係

### (3) 提出物

申込書及びその参考書類一式

## 6 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

(1) 応募に参加する資格のない者が応募したとき。

(2) 所定の日時及び場所に申込書及びその参考書類一式を提出しなかったとき。

(3) 2以上の応募をしたとき。

- (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき。
- (5) 住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい申込書を提出し、補正に応じなかったとき。
- (6) 他の者の応募を妨げる行為をなした者が応募したとき。
- (7) その他市が指定した事項及び応募に関する条件に違反したとき。

## 7 広告主の決定

### (1) 決定方法

広告主の決定は、南さつま市有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき行います。

### (2) 結果の発表

広告主の決定は、各応募者に対し文書により通知します。

また、決定した広告主の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、市ホームページ等において公表します。

## 8 広告掲載料

広告掲載料は、1枠につき1か月当たり8,000円（消費税込み）とします。

ただし、同一年度内に6か月以上連続で広告掲載される場合、広告掲載料を以下のとおり割引します。

6～11か月	5%
12か月	10%

## 9 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、南さつま市有料広告掲載要綱、南さつま市有料広告掲載基準、南さつま市ホームページ広告取扱要領を熟読し、応募してください。
- (2) 応募者は広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本応募に関する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

## 10 問い合わせ先

〒897-8501 南さつま市加世田川畑2648番地

南さつま市役所総務企画部企画課情報管理係

電話 0993-53-2111（2420・2421・2422）

FAX 0993-52-0113

電子メールアドレス jkan@city.minamisatsuma.lg.jp